

子ども未来局指定管理者選定評価委員会における審査結果

施設名:千葉市子育て支援館

指定の基準	審査項目	配点	公益社団法人 千葉市民間保育園協議会
1 市民の平等な利用を確保するものであること	(1) 管理運営の基本的な考え方	5	4.20
	小計	5	4.20
2 施設の管理を安定して行う能力を有すること	(1) 同種の施設の管理実績	5	5.00
	(2) 団体の経営及び財務状況	5	4.20
	(3) 管理運営の執行体制	5	4.20
	(4) 業務移行体制の整備	5	4.20
	(5) 従業員の管理能力向上策	5	4.00
	(6) 施設の保守管理の考え方	5	3.60
	小計	30	25.20
3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと	(1) 関係法令等の遵守	5	3.80
	(2) リスク管理及び緊急時の対応	(10)	(7.80)
	①事故、火災等への対応	5	3.80
	②防災対策、災害時の対応	5	4.00
	小計	15	11.60
4 施設の効用を最大限発揮するものであること	(1) 施設の利用促進の方策	(10)	(8.20)
	①市民ニーズの把握方法、利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方	5	4.20
	②きぼーる他施設等との連携	5	4.00
	(2) 施設の事業の効果的な実施	(40)	(32.20)
	①人員配置（地域子育て支援センター事業）	5	4.00
	②人員配置（利用者支援事業）	5	4.00
	③人員配置（ファミリー・サポート・センター事業）	5	4.00
	④地域子育て支援センター事業	5	4.00
	⑤支援センター等の基幹施設として必要な業務	5	4.00
	⑥利用者支援事業	5	4.00
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	5	4.00
	⑧オンラインの活用	5	4.20
	(3) 成果指標の数値目標達成の考え方	(15)	(11.80)
	①施設利用者数年間64,000人以上	5	3.80
	②利用者アンケートにおける利用者満足度80%以上	5	4.00
③ファミリー・サポート・センター提供・両方会員新規登録者数毎年50人以上	5	4.00	
(4) 自主事業の効果的な実施	5	4.00	
小計	70	56.20	
5 施設の管理に関する経費を縮減するものであること	(1) 収入支出見積りの妥当性	10	8.40
	(2) 管理経費（指定管理料）	10	6.00
	小計	20	14.40
6 その他市長が定める基準	(1) 市内産業の振興	3	3.00
	(2) 市内業者の育成	3	1.40
	(3) 市内雇用への配慮	3	2.00
	(4) 障害者雇用の確保	3	1.00
	(5) 施設職員の雇用の安定化への配慮	(6)	(4.00)
	①継続雇用の方法	3	2.00
	②利用者との信頼関係の継承・サービス水準の維持	3	2.00
小計	18	11.40	
合計	158	123.00	